

外国籍県民かながわ会議（第7期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>1 (1) 災害時に外国籍県民が適切な対応が取れるよう、防災知識などに関する多言語情報の普及を進めるとともに、外国籍県民が参加しやすい防災訓練等を地域で実施することにより、外国籍県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>(2) 外国籍県民を災害弱者にしないために、災害時外国籍県民支援ボランティアの育成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策訓練では、避難誘導訓練や救出救助訓練を実施した海岸でのナレーションを日本語と英語で実施した。</li> <li>・また、九都県市では、ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）を含め、九都県市で実施している防災訓練への参加を地域に呼びかけるとともに、正しい防災知識の普及を図るためのリーフレットを、日本語版のほか、外国語版（4言語）も作成し配布した。（災害対策課）</li> <li>・災害時の外国人支援を担当する県内自治体職員を対象とする講座を実施したほか、災害時の外国籍県民支援ボランティア養成講座等を実施している。</li> <li>・また、公益財団法人かながわ国際交流財団において、外国籍県民向けの防災講座を実施している。（国際課）</li> </ul>
<p>2 県、県内市町村、民間団体が作成・配布している多言語防災情報の資料について、外国籍県民にとって理解しやすいような内容・表現になっているかを見直して改善するとともに、多言語防災情報資料の一層の普及を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護に係る普及啓発資料として県ではパンフレット（「かながわの国民保護」）を作成しており、平成19年度からは多言語版（英語、中国語、スペイン語等5言語）のパンフレットを作成の上、外国人相談窓口等で配布している。また、英語版についてはHPに掲載している。（危機管理対策課）</li> <li>・観光庁が提供するアプリのHPでの紹介、チラシやポスターの関係機関・団体への送付を行っている。また、県国際課発行の多言語生活情報誌「こんにちは神奈川」2015 No. 3（春号）で広報予定。（災害対策課）</li> <li>・既存の多言語防災資料の普及を図るとともに、防災情報資料を作成する場合には、外国籍県民にとって理解しやすい内容・表現により作成する。</li> <li>・地震対策を紹介した平成25年3月発行の「県のたより特集号」の抜粋を10言語に翻訳したものを、平成26年3月にホームページに掲載している。</li> <li>・公益財団法人かながわ国際交流財団で、ポケットブック「災害のときの便利ノート」等やチラシ「災害への備えは大丈夫？」を多言語で配布やホームページ上で公開した。（国際課）</li> </ul>

外国籍県民かながわ会議（第7期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>3 外国籍県民向けに作成された多言語情報が十分に活用されるよう、多言語情報を外国籍県民の身近な場所で効果的に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月に県庁内で作成された多言語情報を取りまとめて定期的に公表することなどを定めた「外国籍県民への情報提供に関する実施要領」を施行し、県が作成した多言語情報をホームページに多言語情報一覧として提供している。</li> <li>・平成24年度には、言語別のホームページも作成し「生活情報」は、10言語からアクセスできるようにした。</li> <li>・外国籍県民向け多言語情報紙「こんにちは神奈川」について、平成27年度からベトナム語を追加し、合計6言語で発行。この「こんにちは神奈川」県機関、県内市町村、東京入国管理局横浜支局、国際交流協会、NGO等外国籍県民支援団体、エスニック料理レストラン等約800箇所に配布している。（国際課）</li> </ul>
<p>4 緊急時を含めて、予約なしで、いつでも医療通訳を利用できるよう、専門通訳スタッフの養成、公立病院への複数言語の通訳スタッフの常駐、緊急時医療通訳窓口の設置を行う。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費や通訳者の確保などの課題を明らかにしながら検討を進める。</li> <li>・医療通訳を行うための制度等の創設について、国への要望を行った。（国際課）</li> <li>・国際課と協調して、事業費や通訳者の確保などの課題を明らかにしながら検討を進める。（医療課）</li> <li>・医療通訳派遣システム事業運営委員会のオブザーバーとして関与していく。 （保健福祉局総務室、医療保険課）</li> </ul>
<p>5 外国籍県民が介護職に円滑に就けるよう、介護の専門用語やレポート等の報告の仕方を学べる講座、就職セミナー、面接会などを継続的に実施できるようなくみづくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・介護分野への就労を希望する外国籍県民対象の資格取得支援及び就労支援を行う団体に対し、事業費の一部を助成。</li> <li>・外国籍県民を対象とした介護分野への就職相談会を実施。（地域福祉課）</li> <li>・経済連携協定(EPA)による介護福祉士候補者を対象とした介護福祉士国家試験対策講座の実施。(H24～) (保健人材課)</li> </ul>

外国籍県民かながわ会議（第7期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>6 県内に多く在住しているインドシナ難民定住者が抱える生活上の課題を解決するため、難民定住者が地域のコミュニティの中で相談し合えるようなしくみづくりについて支援を行う。</p>	<p>・インドシナ難民も含めた外国籍県民にとって、くらしやすい環境となるよう、相談事業や情報提供を行っている。（国際課）</p>
<p>7 (1) 国際理解教育を県内全小学校に拡充させる。</p> <p>(2) 国際理解に関する学習を行う際には、単なる外国語の学習ではなく、諸外国の生活習慣、文化などに興味と関心を持ち、体験や調査活動などを通した幅広い学習を展開するようになる。</p> <p>(3) 県教育委員会などが主導し、外国につながる児童・生徒が在籍する学校の教員への研修を設けることにより、外国につながる児童・生徒に対して教員が適切な指導を行えるようになる。</p>	<p>・指導事務主管課長会議等の場で市町村教育委員会に実施を働きかけをした。</p> <p>・日本及び外国籍児童・生徒の多文化共生に向けた教育活動が推進されるよう市町村教育委員会と協議を行なった。</p> <p>・小・中学校の国際教室の担当者等を対象にした会議「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」を開催し、国際教室で行われている母語等の指導の充実を図るための研修や情報交換を行った。（子ども教育支援課）</p> <p>・県立総合教育センターで実施している5年経験者研修講座の中で、受講者全員を対象に「外国につながる児童・生徒に関する教育と課題」の研修を実施した。（5月15日、18日、19日、22日）（総合教育センター）</p>
<p>8 (1) 公立の小・中学校の国際教室の担当教員を対象とする定期的な研修制度を取り入れ、外国につながる児童・生徒たちが学校で生活しやすい環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 母語学習支援サポーターによる外国につながる児童・生徒への学校での学習支援の時間制限をなくし、児童・生徒が学校生活に一日も早く順応できるように学習環境の改善を図る。</p>	<p>・「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、国際教室で行われている母語等の指導の充実を図るための研修や情報交換を行った。</p> <p>・指導事務主管課長会議等の場で市町村教育委員会に実施を働きかけをした。（子ども教育支援課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第7期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>9 (1) 外国人学校への助成を引き続き充実させる。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助について継続的に「国への要望」で対応している。</li> <li>・外国人学校への県費補助については、平成26年度予算において、学校に対する経常費補助金を廃止し、外国人学校に通う子ども達の教育の機会を安定的に確保できるよう、生徒・保護者向けに、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とした補助を行っている。（私学振興課）</li> </ul>
<p>(2) 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築し、情報提供や支援ができる体制をつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学校は、それぞれ設置主体が教育方針を定め、運営するもので、個々の学校によって事情は異なることから、このような会議を県が設置する予定はないが、今後も各学校には必要に応じ情報提供を実施していく。（国際課）</li> </ul>
<p>(3) 税制上の優遇措置対象などに見られる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を「特定公益増進法人」として等しく認めることや、「指定寄付金」についても等しく指定の対象とすることについて、継続的に「国への要望」を行っている。（私学振興課）</li> </ul>